㈿　自己資本利益率（中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては事業年度に係る純利益金額を当該事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。） ［(3)～(11)　略］ (12)　組合等の経理状況 中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。）について、第六号の五様式「記載上の注意」(55)に準じて記載すること。 ［(13)・(14)　略］	㈿　自己資本利益率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の２の５において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純利益金額を当該事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。） ［(3)～(11)　同左］ (12)　［同左］ 中間財務諸表（中間財務諸表等規則第１条に規定する中間財務諸表をいう。）について、第六号の五様式「記載上の注意」(55)に準じて記載すること。 ［(13)・(14)　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第二号様式	**第二号様式**
【表紙】	【表紙】
【提出書類】　公開買付届出書	【提出書類】　公開買付届出書
【提出先】　関東財務局長	【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日	【提出日】　年　月　日
【届出者の氏名又は名称】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【届出者の氏名又は名称】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出者の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【届出者の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【代理人の氏名又は名称】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(3)　名称 （所在地）	【縦覧に供する場所】(3)　名称 （所在地）
第１　［略］	第１　［同左］
第２【公開買付者の状況】(14)	第２　［同左］
１【会社の場合】	１　［同左］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同左］